

30 陳情 第 5 号	子どもの国保料の軽減を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年2月19日受理、平成30年3月5日付託
陳情者	新宿区北新宿————— ————— 会長 ————— 外586名

(要 旨)

- 1 新宿区として子どもの国保料・均等割を軽減してください。
- 2 国や東京都に子どもの国保料・均等割を軽減する制度を求めてください。

(理 由)

公的医療保険の中で唯一、子どもの保険料を取っているのが国民健康保険です。ほとんどの健康保険では扶養家族の保険料を取っていません。収入の少ない子育て世帯にとっては子どもの分の国保料・均等割の負担が大きく、子どもの貧困化を深刻にしています。

この均等割は毎年のように上がっており、1996年度は1万9,500円、2006年度が3万3,300円だったのが、2016年度は医療分3万5,400円と支援金分1万800円で1人当たり4万6,200円に至っています。23区の子どもの均等割額は、全国で高い方から30位以内となっています。子どもが多いほど負担が重くなります。扶養家族である子どもの分まで均等割の保険料として請求されるこの制度は、大幅な見直しが必要です。子どもの貧困対策、少子化対策として、せめて子どもの国保料の均等割は軽減すべきと思います。

国保法第1条には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあり、国保法第4条では、国民健康保険の運営責任は国が負っていることが明記されています。国民健康保険法は、公的医療保険のなかで唯一、その目的の中に、社会保障と明記しており、国民健康保険は皆保険制度を根底で支えるセーフティネットとしての役割を果たしています。

国民健康保険事業は公的な財政支援がなければ運営は成り立ちません。国の支出金、都の財政支援の増額を強く要望し、かつ、これまで区が実施してきた一般財源の支出を維持・拡充し、当面新宿区として子どもの均等割の軽減を実施してください。あわせて、国や東京都に子どもの国保料・均等割を軽減する制度を求めてください。